

尼崎市食育推進会議傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市食育推進会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が会議に諮り非公開と定めた場合は、この限りではない。

(市民への周知)

第3条 会議の開催にあたっては、尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により行う。

(傍聴の手続き等)

第4条 傍聴人の定員は原則10人とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 傍聴の希望者(以下「希望者」という。)は、当日、会議開催20分前までに会議室前に参集し、受付簿に必要事項を記入することによって行うものとする。

3 希望者が定員を超える時は、抽選を行い、傍聴人を決定する。

4 開会20分前以降に参集した希望者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次に該当する者は傍聴することができない。

(1) 凶器その他、人に危害を加える恐れのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は装備している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類またラジオ、拡声器、無線機を携帯している者

(6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者

(7) その他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(3) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(4) 飲食、喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話の音が出ないようにすること。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ申し出て、会長が会議に諮り許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮り定めるものとする。

付 則

この要領は平成 21 年 5 月 26 日から施行する。